

# 令和7年第5回中泊町教育委員会会議会議録

日時 令和7年6月20日（金）

午前10時00分

場所 中泊町役場1階 小会議室1

## 【議事日程】

開会

- 1 会議録署名委員の決定
- 2 会期の決定
- 3 議案第21号 中泊町学校給食審議会委員の委嘱について
- 4 議案第22号 中泊町部活動地域移行検討委員の委嘱について
- 5 議案第23号 中泊町史編さん委員会設置要綱の制定について
- 6 議案第24号 中泊町史編集委員会設置要綱の制定について
- 7 議案第25号 中泊町小、中学校の通学区域に関する規則の一部改正について
- 8 議案第26号 中泊町小中学校体育文化振興費助成金交付要綱の廃止について
- 9 議案第27号 中泊町就学援助費支給規則の一部改正について
- 10 議案第28号 中泊町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について
- 11 報告第8号 中泊町二十歳の成人式実行委員の委嘱について
- 12 その他

閉会

## 【出席委員】

教育長 鈴木 信也、教育長職務代理者 宮越 寛、委員 東山 綾子  
委員 角田 龍二、委員 坂本 拓也

## 【欠席委員】

なし

## 【説明のため出席した職員】

教育課長 田中 綾人、課長補佐 山田 彰広、課長補佐 白崎 春樹

## 【署名委員】

委員 東山 綾子、委員 坂本 拓也

(午前 10 時 00 分 開会)

○教育長 定刻となりました。それでは、ただいまの出席委員数は 5 名です。定足数に達していますので、これより令和 7 年第 5 回中泊町教育委員会会議を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付されているとおり、8 議案、1 報告、その他となっております。

日程第 1、「会議録署名委員の決定」を行います。会議録署名委員は、会議規則第 20 条第 3 項の規定に基づき、東山 綾子 委員、坂本 拓也 委員を指名します。

日程第 2、「会期の決定」を議題にします。お諮りします。本会議の会期は、本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 「異議なし」と認めます。したがって、本会議の会期は、本日 1 日と決定しました。

#### <議案第 21 号>

○教育長 これより「議事」に入ります。

日程第 3、議案第 21 号「中泊町学校給食審議会委員の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第 21 号「中泊町学校給食審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本審議会につきましては、中泊町学校給食センター条例第 5 条の規定により従来設置され、その任務は同条第 2 項の規定により「教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項について、必要な調査及び審議する。」とされており、同条第 3 項の規定により委員は 20 人以内で組織されることとしております。

事務局では昨年度、人口減少に伴う委員数の見直しを進め、従来 12 人程度を委嘱していたところを 4 人に減じている経緯から、今回も地域、校種のバランス等を考慮して別添のとおりといたしました。なお、任期は委嘱の日から 1 年間となります。

いずれの方も、学校教育に携わる教員及び保護者であり、適任であると存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第 2 1 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第 2 1 号は、原案のとおり可決されました。

### ＜議案第 2 2 号＞

○教育長 日程第 4、議案第 2 2 号「中泊町部活動地域移行検討委員の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第 2 2 号「中泊町部活動地域移行検討委員の委嘱について」 ご説明いたします。議案書をご覧ください。

部活動に従事する教員の働き方改革を進めるために、部活動の地域移行を進めるため組織してきた本検討委員会ですが、今年度も平日を含めた完全移行について引き続き検討するため、同委員会の委員を委嘱するにあたりお諮りするものです。

委嘱する委員ですが、昨年度同様、地域、スポーツ、中学校、保護者等の関係者で構成され、教職員の人事異動や担当、PTA会長の異動により 2 番の小泊中学校長、4 番の小泊中学校部活動担当、5 番の小泊中学校 PTA 会長が変更となっております。

いずれの方も、それぞれの活動に造詣が深く、適任であると存じますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第 2 2 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第 2 2 号は、原案のとおり可決されました。

### ＜議案第 2 3 号・議案第 2 4 号＞

○教育長 日程第 5、議案第 2 3 号「中泊町史編さん委員会設置要綱の制定について」と日程第 6、議案第 2 4 号「中泊町史編集委員会設置要綱の制定について」は、関連があ

りますので、一括して議題とし、採決はそれぞれ行います。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第23号「中泊町史編さん委員会設置要綱の制定について」、議案第24号中泊町史編集委員会設置要綱の制定について、関連がありますので一括してご説明いたします。

町史編さんに関しましては、教育委員会3月定例会において「中泊町史編さん室設置規程」の制定をご承認いただいているところでありますが、今般、その編さんや編集に関して委員会を設置することから、その要綱を制定するにあたり委員会にお諮りするものです。

3月にもご説明したところではありますが、新任の委員もおられますので改めて町史編さんについてご説明しますと、2001年2月に旧小泊村刊行の磯野家文書集が最後の町史刊行になり、また中里町誌は昭和40年刊行となっているため、約60年間の空白が生じているのが現在の状況でございます。この60年間には、新たな知見が積み上がってきており、町の歴史についてしっかり見直すことが必要と考えているところです。今年は合併20周年を迎えたこともあり、各種資料の散逸を防ぐため、これを機に本格的な町史としてまとめ上げ、後世に引き継ごうということから、今年度から町史編さんに取り組んでいるところであります。

「編さん委員会」と「編集委員会」という2つの委員会設置をお諮りするわけですが、その位置づけについては1枚目の資料をご覧くださいと思います。「編さん委員会」につきましては、いわゆる方針を審議するための委員会でありまして、編さん委員長を中心に文化財審議会会長や校長会代表、学識経験者のほか町職員などを委嘱し、教育委員会の諮問に対して答申する機能を持つ委員会となります。一方、「編集委員会」につきましては、編さん委員会で決定された方針に基づき、実際に町史の原稿を執筆する役割になり、それぞれの専門分野などを考慮して部会を編成しつつ町史をまとめる、実働の委員会になります。

次に、それぞれの要綱をご説明しますので、議案第23号の議案書をご覧ください。編さん委員会の設置要綱ですが、このような役割分担をふまえて第2条で所掌事項、第3条では委嘱する人数と資格、第4条では委員の任期を2年とすること、第5条では委員長の選任方法と職務など、第6条では会議の運営、第7条では委員会事務を処理する所属を定めております。

次に議案第24号の議案書をご覧ください。編集委員会の設置要綱ですが、第2条

では所掌事務、第3条では委嘱する人数と資格のほか、委員長の選任方法と職務、第4条では委員の任期、第5条では会議の運営、第6条では専門部会の設置、第7条では委員会事務を処理する所属を定めております。

なお、実際に委嘱する委員については、現在編さん室で人選を進めており、委嘱する段になりましたらあらためて教育委員会にお諮りする予定でございます。

以上、本議案のご説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮越委員 内潟村誌、中里村史、中里町誌はあるが、武田村史が無いという話を聞いたが今後どのように対応していくのか。

○教育長 現在、口コミ等で探している状況ですが、広報などに新たな町史編さんを開始したが、武田村史のみ無いので町民に呼びかけてみてはどうですか。

○教育長 他に何かありますか。

(なしの声あり)

○教育長 それでは議案第23号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第23号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第24号は、原案のとおり可決されました。

### ＜議案第25号＞

○教育長 日程第7、議案第25号「中泊町小、中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第25号「中泊町小、中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本規則は、学校教育法施行令第5条第2項の規定に基づき通学区域を指定しているものですが、従来、その第4条に基づき他の区域に通学する場合の手続を定めております。しかしながら、通学区域を変更する場合の申請書様式や許可基準、通知等の具

体的な手順は定めておらず、教育委員会事務局の内規によって処理している状況でした。本改正は、その取扱いを明確化するために行うものであります。なお、事務の取扱い自体を変更するものではありませんのでご留意願います。

具体的には新旧対照表でご説明しますので、同表をご覧ください。

その1ページ目、第1条ですが、通学区域を定めることはもちろんのこと、指定学校の変更の取扱いを定めるよう文言を追加しました。また、第5条において指定校変更と区域外就学の許可基準及び申請書を定め、第6条においては教育委員会の通知義務を定めております。また、第5条別表第2において定める許可基準を、ご覧のとおり明確にいたしました。そして様式でございますが、従来、区域外就学の申請書のみを規定しておりましたが、新たに指定校変更の申請書も追加しております。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第25号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第25号は、原案のとおり可決されました。

### ＜議案第26号＞

○教育長 日程第8、議案第26号「中泊町小中学校体育文化振興費助成金交付要綱の廃止について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第26号「中泊町小中学校体育文化振興費助成金交付要綱の廃止について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本助成金につきましては、小中学校の体育及び文化を振興する観点から助成金を支給する根拠として定めているものですが、従来省略している助成金の交付決定などについて、その根拠が定められていないため、明確化する必要がございました。また、助成金や補助金の交付については教育委員会に委任されている事項ではなく、町長の事務を補助執行する必要があることから、この際、本要綱を廃止するためにお諮りするものです。

なお、助成金自体を廃止する目的ではなく、本交付要綱を廃止する日である7月1日と同時に、町長部局の交付要綱を制定・施行する予定であります。これまでどおり助成金は支給され、また事務手続も若干の変更はあるかもしれませんが、ほぼ従来どおりとすることを申し添えます。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第26号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第26号は、原案のとおり可決されました。

#### <議案第27号>

○教育長 日程第9、議案第27号「中泊町就学援助費支給規則の一部改正について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第27号「中泊町就学援助費支給規則の一部改正について」 ご説明いたします。議案書をご覧ください。

経済的に苦しい家庭等に対し、就学機会を保障するために行っている就学援助費制度ですが、事務の実態に合わない部分が一部あるため、その規則を改正するべくお諮りするものです。

具体的には新旧対照表でご説明しますので、同表をご覧ください。

第5条第2項第2号イでは、前年の所得の合計額と記載がありますが、毎年所得の確定は6月に行われるという実態があることから、これを最新の所得を参照するよう改めております。また、第11条では支給対象となる期間や中途認定した場合の取扱い、第14条では申請内容に変更があった場合の報告義務を定め、そのほか文言調整を行っております。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。何か質疑ありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第 27 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

### <議案第 28 号>

○教育長 日程第 10、議案第 28 号「中泊町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第 28 号「中泊町特別支援教育就学奨励費支給要綱の制定について」 ご説明いたします。議案書をご覧ください。

特別支援教育就学奨励費につきましては、国の法律等に基づき従来支給しているところでしたが、これまで法律や国の示す単価などを基準に、事務局の判断で支給しているところでした。今般、通級指導教室も奨励費支給の対象とすることも含め内容を明確にするために、委員会へお諮りするものです。

議案書の第 3 条では、支給対象者の範囲、第 4 条では支給額及び時期、第 5 条及び第 6 条では申請と決定、第 7 条及び第 8 条では支給対象期間と支給方法等、第 9 条では異動の報告義務、第 10 条及び第 11 条では決定の取り消しと奨励金の返還について定めております。また、別表は第 4 条の支給額及び時期を詳細に示したものになります。

なお、本制定により支給額や対象者等が変更されるものではなく、通級指導教室が新たに対象になる以外は、従来どおりの取扱いを明確化したものであることを申し添えます。

以上、本議案のご説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。何か質疑ありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第 28 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)



○教育長 異議なしと認めます。したがって議案第２８号は、原案のとおり可決されました。

### ＜報告第８号＞

○教育長 日程第１１、報告第８号「中泊町二十歳の成人式実行委員の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 報告第８号「中泊町二十歳の成人式実行委員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

二十歳の成人式実行委員会については、ふるさとへの愛着と自覚の醸成を目的に令和５年度から本格的な実行委員会方式に移行し、実行委員自らが企画を考え、必要な経費を補助金だけに頼らず企業協賛を募るなど、１つの事業を仲間と一緒に作り上げるスキルが養われ、参加者も増加するなど大いに効果があったと考えています。

その方式を今年度も踏襲し、実行委員募集の呼びかけに応じた８名を、中泊町二十歳の成人式実行委員会設置要綱第４条の規定に基づき、このたび町長が委嘱しましたのでご報告するものです。

すでに実行委員会を２回開催しており、今後１～２回程度の委員会を開催して、話し合いとともに具体的な準備が行われることとなります。今年度もすばらしい成人式が挙行されることを期待して報告いたします。

○教育長 これから質疑を行います。何か質疑ありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

### ＜その他＞

○教育長 日程第１２、その他として、何かありますか。

#### ①「教育委員の学校訪問について」

・小泊地域７月１６日（水）、中里地域７月１７日（木）で計画

#### ②「次回の教育委員会会議について」

・７月１６日（水）小泊地域の学校訪問終了後を予定

○教育長 他によろしいですか。

(なしの声あり)

○教育長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和7年第5回中泊町教育委員会会議を閉会します。

(午前11時00分 閉会)

署 名

中泊町教育委員会会議規則第20条第3項の規定により、ここに署名する。

令和7年 月 日

教 育 長            鈴 木 信 也

署 名 委 員            東 山 綾 子

署 名 委 員            坂 本 拓 也

会議の書記

中泊町教育委員会

教育課課長補佐    山 田 彰 広